

# 法曹の養成に関するフォーラム 第12回会議 議事録

第1 日 時 平成24年4月13日（金） 自 午後3時00分  
至 午後4時45分

第2 場 所 法務省第1会議室（20階）

第3 議 題

1 開会

2 論点の整理に向けた意見交換について

- ・法曹有資格者の活動領域の在り方及び今後の法曹人口の在り方
- ・法曹養成制度の理念と現状
- ・法科大学院について

3 閉 会

第4 出席委員等 佐々木座長，滝法務副大臣，吉田財務大臣政務官（藤田財務副大臣代理），高井文部科学副大臣，経済産業省経済産業政策局小宮審議官（中根経済産業大臣政務官代理），伊藤委員，井上委員，岡田委員，翁委員，久保委員，田中委員，萩原委員，丸島委員，宮脇委員，最高裁判所事務総局小林審議官，日本弁護士連合会若旅オブザーバー

第5 議 事 （次のとおり）

○松並官房付 予定の時刻となりましたので、法曹の養成に関するフォーラムの第12回会議を始めさせていただきます。

進行は佐々木座長にお願いいたします。

○佐々木座長 佐々木でございます。本日もよろしくお願ひいたします。

まず最初に、前回の会議の後、関係政務等の皆さんの交代がございましたので、御紹介いたします。簡単に御挨拶をお願いいたします。

高井美穂文部科学副大臣でいらっしゃいます。

○高井文部科学副大臣 御紹介をいただきました、高井美穂でございます。ちょっと出戻りで、以前このフォーラムの前身である法曹養成制度に関する検討ワーキングチームというのに一昨年参加しておりましたが、この間、少し政務から抜けておりました。改めてどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○佐々木座長 どうもありがとうございます。

なお、新たに大島敦総務副大臣、中根康浩経済産業大臣政務官が関係政務等の委員となられるとともに、人事異動に伴いまして、林眞琴最高検察庁総務部長がオブザーバーとなりましたが、本日は御欠席でございます。また、その他本日は竹歳内閣官房副長官、藤田財務副大臣、鎌田委員、南雲委員、山口委員が欠席されております。藤田財務副大臣の代理として、吉田泉財務大臣政務官が御出席であります。また、中根経済産業大臣政務官の代理として、小宮審議官が出席されております。

それでは、資料の説明を事務局からお願いいたします。

○松並官房付 本日、皆様のお手元にお配りしております資料は4点ございます。資料1が本日の議事次第です。資料2-1及び2-2は論点整理の案です。資料3は日本弁護士連合会提出の資料です。資料4は、財務省提出の資料です。また、机上には先ほど座長より御紹介いただきました構成員の変更を反映した構成員名簿も置いております。

なお、従前どおり、机上には各種基礎資料及び前回の会議までに提出された資料、議事録をつづったファイルも置いておりますので、適宜御参照ください。

○佐々木座長 それでは、早速議事に入りますが、今日は意見交換の前提といたしまして、これまで出されました内容を論点ごとに整理した資料をお配りしております。論点整理については、本日を含め4月に2回、5月に1回会議を行い、検討していく予定であります。私といたしましては、最終回はそれまでの意見交換の結果を反映させた論点整理の取りまとめ案を確認的に見ていくこととしたいと基本的に考えております。

したがって、今回及び次回の会議で論点整理（案）そのものについて議論することといたしたいと考えておりますので、時間の都合上、本日は少なくともお手元でございます、論点整理の第3の1、「法曹養成制度の理念と現状」までのところは少なくとも議論をお願いしたいと思いますので、これから残り3回の運営につきましては、よろしく御協力のほどお願いいたします。

それでは、まず始めに法曹有資格者の活動領域の在り方及び今後の法曹人口の在り方につきまして、事務局から論点整理（案）の内容を説明してもらいます。

○松並官房付 それでは、資料2-1及び2-2を御覧ください。座長とも御相談の上、本フ

フォーラムにおける論点整理（案）を作成いたしました。その内容を御説明します。

本フォーラムでは法曹の養成に関する制度の在り方として、法曹有資格者の活動領域の在り方、今後の法曹人口の在り方、法曹養成制度の在り方について御検討いただくこととなっております。資料２－１の論点整理（案）の目次では、これらの点を第１から第３に分けて記載しております。なお、ここで掲げた論点の中には、これまで個別に取り上げて議論していないものもございます。この論点整理（案）をたたき台として、皆様に意見を交換していただき、その内容を論点整理（案）の各論点の検討状況と記載しているところに適宜反映していく予定であります。

本日はまず、第１の法曹有資格者の活動領域の在り方及び第２の今後の法曹人口の在り方について御検討いただきたいと考えておりますので、その内容について若干御説明いたします。

先ほどの資料２－２の１ページを御覧ください。法曹有資格者の活動領域の在り方については、「本論点の説明」にございますように、司法制度改革審議会の意見書では、「法の支配」を全国あまねく実現するため、弁護士の地域的偏在の是正が必要であるとともに、弁護士が、公的機関、企業、国際機関等社会の隅々に進出して、多様な機能を発揮する必要があると指摘されました。

これを踏まえ、法曹有資格者の地域的偏在の解消と、法曹有資格者の需要の高まりが見込まれる官公庁、企業、海外展開等への活動領域拡大のための方策について検討する必要があるとの問題意識です。

「本論点の検討状況」では、１に「関係者からのヒアリング及び委員からの発表」として、第８回から前回までの会議において実施した関係者からのヒアリング結果と、委員からの発表内容を、活動領域ごとにまとめたものを記載しております。

また、４ページでは、２に「意見交換の内容」として、第一次取りまとめにおける該当部分を記載するとともに、それ以外にも、本論点に関連して、これまで委員から述べられた意見を整理して記載しております。

５ページでは、「法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果」として、同ワーキングチームで検討された法曹有資格者の活動領域の在り方に関する部分を転記しております。これは、本フォーラムの開催に当たり、このワーキングチームの検討結果を踏まえつつ検討を行うこととされたことから、その検討結果を記載しているところでございます。

６ページでは、「本論点の状況に関する資料」として、これまでの会議で提出された資料を掲げております。

次に７ページを御覧ください。二つ目のテーマである、今後の法曹人口の在り方については、本論点の説明にございますように、司法制度改革審議会意見書では、国民生活の様々な場面における法曹需要は、量的に増大するとともに、質的にますます多様化、高度化することが予想され、その対応のためにも、法曹人口の大幅な増加を図ることが喫緊の課題であるとして、法曹人口増大の必要性が指摘されました。そして、今後の法曹人口の在り方について、法曹有資格者の活動領域の拡大状況や、今後の我が国社会における法曹の役割、法曹に対する社会の需要等をも踏まえ、様々な角度から検討を行う必要があるとの問題意識です。

「本論点の検討状況」以下は、先ほど申し上げました各観点でそれぞれ整理しているところでございます。

○佐々木座長 ありがとうございます。それでは、お手元の資料2-2の8ページまでにつきまして、ただいま事務局から簡単に説明をいたしました。そこで、論点整理の内容や論点に関する皆様の御意見を伺うためにこれから意見交換を行いたいと思います。

そこでまず、第1、法曹有資格者の活動領域の在り方につきまして、御意見ございましたら、どうぞ御発言いただきたいと思います。

○丸島委員 一番最初で申し訳ありませんが、御発言がないようなので、幾つか意見を申し上げます。論点整理でどこまで踏み込めばいいのか難しいのですが、気付いたところを一通り発言させていただきます。まず、冒頭の論点の説明のところですが、「法曹有資格者の活動領域の在り方」というタイトルから始まっています。ところで、今回の諸々の改革は、法曹の質、量を拡充し、そしてまたその活動領域を広め、市民が法曹による法的支援を得られる仕組みを整備してその権利擁護を十分に全うしようと、こういうことだろうと思います。

そして、法科大学院も新たな「法曹」の養成のための専門教育機関ということであり、審議会においても、法曹ないしは弁護士の活動領域の在り方ということで議論されてきたテーマであると思います。そして、法曹の活動領域の拡大の議論の過程で、司法試験に受かったけれども、その後、修習に行かない人がいたり、いろいろなバリエーションがありますので、この方々の活動領域をどのように考えるかという議論も生まれてきたのだろうと思います。そのような経過からすると、冒頭から「法曹有資格者」という概念で、その活動領域の拡大という問題の立て方はいかがかなと思います。端的に「法曹の活動領域の在り方」という課題を設定し、そこから始めて派生した論点に広げていただくというのが素直な議論ではないのかなというのがまず最初の印象です。

それから、論点説明の中に、「法曹有資格者の需要の高まりが見込まれる官公庁、企業、海外展開」と記載されているところです。10年前の司法制度改革審議会の際の議論として、様々な分野でこれから司法、法曹への需要が高まることが見込まれるという前提で、様々な議論がされました。今日、その後、10年を経過して、前にも申し上げましたように、この需要の高まりというのが現実にはどのように推移し、またそれぞれの関係機関がどのような取組をして、現在、それがどのような壁にぶつかっているのか、そしてそのことについて、今後、どうすべきなのかというところが正に論点でありますので、ここは単純に需要の高まりが見込まれるということでは、10年前の議論をそのまま書いているということでありまして、需要の高まりが見込まれるということであったけれども、その後の、今申し上げた推移や状況や取組、課題、問題、こういうものをきちっと検証して、その上で、これらの方策を検討するという、こういう認識で論点立てをするべきではないかと思います。

さらに、活動領域の在り方の問題の3つ目ですが、前にも申し上げましたとおりに、審議会意見書において弁護士の役割については、基本的には民事あるいは刑事その他様々な司法手続の中で、当事者の権利擁護のためにその職責を果たすということが基本にあって、そして、そこからさらに、活動領域をもっと広げていこうという、こういう中身でありました。どうしても活動領域というときに、従来の裁判関連分野を除いて、その他の分野の活動領域だけを議論されているのですが、この10年間で見れば、例えば一定の改革に着手された行政訴訟分野についても、千数百件くらいの事件数が2,000件余りになったというだけで、とても利用が広がっているという状況ではありません。法科大学院であれだけ行政法のことを一生懸命勉強したわけですが、現実にはその方々がその行政法をどこで生かすのかというこ

とでもあります。また、法律扶助制度につきましても、行政手続には適用されていません。これはつまり裁判制度、裁判の利用ということを前提にした制度の組立てをしているからであります。

行政訴訟の事件数を指摘しましたが、例えばドイツなどの事件数は日本と桁が2けたくらいは違うのではないのでしょうか。恐らく私の記憶では、形態の違いはありますが、ドイツでは何万件どころか十万件単位の行政訴訟事件があったと思います。これは司法の行政に対するチェックの役割として、いろいろ仕組みが整備されているのだらうと思います。その他、民事司法の部門でも、労働審判は新たな手続ができたので、市民の利用と弁護士のその分野での活動は広がっていますが、その他の分野では事件数の伸びはありません。このようなことから、要するに裁判制度が本当に市民の利用に結びついているものなのかという裁判制度に関する制度的基盤の整備の状況についての議論をしっかりとしないと、そこを抜きにしてその他の活動領域だけではないだらうと考えます。ということで、司法関連部門、裁判関連部門の活動領域の広がり、あるいはその限界、課題、制度的基盤の問題、ここがやはり議論されるべきだらうと思います。論点には、地域的偏在の解消とも書かれていますが、多くの弁護士がこの間、各地に赴任してきましたが、ここで南雲委員もおっしゃっておられたように、例えば地裁の支部では新たに創設され利用が広がっている労働審判が実施されていないことなどを始め、いろいろと裁判制度のまだまだ十分ではない部分があるわけですので、そういう観点での議論が必要だらうと思います。

それから、もう一つ、いろいろなところでの需要がある、見込まれるという議論でこのフォーラムが終わってはいけなないのであって、先ほど申し上げたことの繰り返しですが、この10年間の推移、問題状況を踏まえた検討をどうするかという議論を立て、そこに必要な政策的課題は何なのかということを議論すべきではないかと思えます。この論点整理案について、大きくはそのようなことを感想として持ちました。また細かな点は、多少、文章にしてお出しするかも分かりませんが、総論的にはそのようなあたりのことを論点として述べさせていただきます。

○佐々木座長 ありがとうございます。議論の立て方についての御提案だらうと思えますけれども、ほかの方からもそれに関連して何か御発言があるようであればいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○萩原委員 ただいまの丸島委員の御意見と少しだぶるところがあるんですけれども、私自身も経済界から出てきているんですが、この需要の高まりが見込まれる企業への活動領域の拡大という視点で見ますと、10年前に現在のこの制度をつくったときも、これからますます知財の問題とか競争法、独禁法の問題とか、あるいは行政との対峙の問題とか、あるいは国際的な関係での領域の拡大が相当企業の中でも見込まれてくるだらうと、こんなことが随分議論されていたのであります。

しかしながら、この分野について、現実にそれではどの程度の法曹資格者がその領域で必要とされているのかという量を管理するのが非常に難しいわけですが、例えて言えば、20年後のこの姿を想定したときに、それはそういう領域で活躍する企業内の弁護士も含めて、弁護士さんというのは何百人の単位なのか、1,000人を超える単位なのか、およそ大体どのくらいのことが想定されているのかということについて、もう少し検証していく必要があるのではないのかと。ただ、企業サイドもそういう領域について、有資格者が必要にな

ってくる、あるいはそういう人たちにいろいろな業務をしてもらわなければならないニーズがあるということは、経済界も認識しているんですけども、それがどの程度のことなのかと、毎年、毎年、そういう領域の中に何百人もの人たちを注入するほど、そういう領域に仕事があるのかどうかというようなことが一つ、疑問としてあるわけですけども、その辺のところをもう少し深掘りして、この論点の中に入れた上で、今後、少し検証していく必要があるのではないかとということが一つです。

それから、いま一つは法曹人口のところにも若干関わってくると思いますけれども、この前もどこかで申し上げたことがあると思いますが、10年前に比べると、やはりこの20年、30年先のこの国の人口構造も含めて、どういう姿になっているのかというようなところに焦点を当てて、全体の中の法曹人口というのがどう在るべきかということを考えていきたいと思います、このアメリカなんかでは、いろいろなことを言われながらも人口が増えているものですから、弁護士一人に対して人口何ぼというようなことを言われても、まあまあそうかもしれないなというようなことが若干理解できるんですけども、これから日本は少なくとも人口が減っていくと、しかも、この制度設計は20年、30年先も耐えられる新しい制度設計をしようということなら、2030年とか2040年の、この人口というのはどうなっているんだと、日本の社会がおよそこういうふうになっている、その中でどのくらいの法曹が必要なのかというような視点が非常に大事なのではないのかなと、そんなことをちょっと、感想ですけども。

○佐々木座長 後の方は第2の論点です、どちらかといえば。そういうことですね。

○萩原委員 そうですね。

○佐々木座長 今、お二人から御発言がありましたが、ほかの方。

○翁委員 今、萩原委員がおっしゃった2点目とちょっと関連する話でございますが、よろしいでしょうか。やはり私もこれからの日本経済、日本社会がどうなっていくかという展望をまず持つということが非常に重要だと思います。確かに人口は減少していくかもしれませんが、10年前には予想していなかったほどのグローバル化が進んでいて、企業などの活動も中堅中小企業に至るまで非常にグローバル化をしていて、それから、10年前は予想されていた方もいらっしゃるかもしれませんが、アジア諸国が台頭して、いろいろな意味での競争が非常に激しくなってきていると。そういう中で、外務省の方もお話をされておられましたけれども、やはり日本の競争力ということを考えたときに、やはりそういった法曹を戦略的にも育てていくという視点も非常に重要なのではないかなというように思っております。

人口は確かに減るかもしれませんが、人口動態を見ても、少子高齢化が進んでいくと、そういうことを考えますと、やはりいろいろな方のお話にも出てきましたけれども、やはりいろいろな都市部でない地域の法テラスの役割なども、高齢者の方々のニーズにこたえる法的サービスというのも増えていくと思いますし、また、ADRとかそういった形で訴訟以外のいろいろな身近な法サービスにアクセスしたいという高齢者の方々のニーズも増えてくるだろうというように思います。そういうふうに考えますと、今まで法曹というと、やはり訴訟関係の弁護士さんとかを中心に考えてきていましたけれども、そういった社会や経済の構造の変化を考えると、20年後、30年後ということを考えますと、そういった分野についても強化というか、分野を活動領域を広げていくということが大事になってくるの

ではないかなと思います。

○井上委員 翁委員が言われたこととほぼ重なるのですけれども、先ほど知財を例に挙げられましたが、これまでの実績あるいは現状がどうだということのみで測るのは適切でなく、日進月歩で発展している分野ですので、将来を見据えた予測を入れる必要がある。しかし、それはなかなか難しいのですね。そのように、育てていくという視点が非常に大事であり、育てていけば、また扱う業務の範囲が広がっていく。実は眠っている、あるいは放置されている分野がたくさんあるかもしれないのですが、そこに陽を当てていき、そこで本当は法的な対応が必要だということがあれば、やはりそこに法的サービスを提供するようにしていくべきで、そのように広がりの可能性が多分にありますので、検証といってもそう容易なことではない。ただ、検証をきちっとするということは大事で、見直しを持った上で議論しないといけないことは確かです。それは人口についても同じですけれども、萩原委員はアメリカの例を挙げられましたが、ヨーロッパ諸国では日本同様に人口は減っている。そのヨーロッパ諸国の法曹人口との対比で考えてみても、日本の法曹人口はやはり異常に少ないのです。なぜそうなのか、それで良いのかという視点も必要だろうと思います。もう一つ、丸島委員の言われたことに付け加えれば、弁護士本来の業務の深掘りというか、見直しということも必要だと思うのですが、その際も、裁判所で行う訴訟のみに視野を限定するのではなく、翁さんが言われたように、それ以外の、本来業務とすべきであるのに、これまで手薄であった、そういうところまで視野を広げて考える必要があると思われまます。

○佐々木座長 今の第1と第2でどうしても関係しますから、強いて分けるということ強引にやるつもりはありませんけれども、深掘り案から要するに何に着目すべきかということについて、幾つか御提案がありましたので、これは論点の整理ですから、幾つか違った観点があっても別におかしいわけではございませんので、重要な指摘として、これから取り上げていくようにしたいと思っております。

ただ、裁判制度をどうするという話になると、どうしていいのか、我々の仕事なのかどうか、これはまたちょっとおのずから違う問題ですから、ただ、事実をどう確認するかというのが丸島さんの御意見だったろうと思うので、それはそれである範囲でできることはすべきだろうと、こんなふうな感じがいたしたところであります。

こちら側は何かありませんか、どうですか。岡田さん、大変恐縮ですが。

○岡田委員 この法曹有資格者の活動領域ということに関して、何人かの方のヒアリングを受けて、やはり今まで私たちが思わなかったような活動領域というのがあるのだということが分かったのですが、果たして当の法曹有資格者がどの程度そういうことに関して積極的に取り組んでいるかという、どうもヒアリングを受けた感じでは何か消極的という感じを受けまして、その辺をどうやってあの方々に積極的になってもらうのかというのが問題になるのかなと思いました。次に今回の資料にありますワーキングチームにおける検討結果を見ますと、大変、斬新な意見が出ているのですが、それに対してはいちいちどうも足を引っ張るといふか、できないよというようなコメントが付いているように見えます。やはりこここのところもこのフォーラムでは立ち入っていかなければいけないのではないかなとちょっと私は素人ながら思った次第です。本当にできないのか、どうなのかというのが私は知りたいと思います。せっかくいい意見が出ているので、もう少し積極的に是非専門の方から教えていただきたいと思いました。

- 佐々木座長 何と申しますか、アクセルとブレーキがという感じでしょうか、例えばそういうものとして、具体的に何かお気づきになったものを挙げていただくと皆さんイメージがつかみやすい。
- 岡田委員 資料の5ページの上から司法試験の実施期間とか、司法修習の終了時期とか、司法修習の時期とか、この辺が職域拡大のネックではないかと思えるのですが、ワーキングチームではその辺、すごく意見が出ているので、このフォーラムでもここは入っていかなければいけないのではないかと。ここをもし避けていって、できない、できないで行ってしまったら、何のためのフォーラムかなと私には思えました。難しいことなのかどうかもちょっと分かりません。
- 井上委員 そのワーキングチームに参加していた者としてコメントさせていただきますと、ワーキングチームでももちろん、いろいろな意見を出し合ったのですが、まとめでは、多くの点で、論点を整理するという段階までしかできなかったのです。それをさらに深く検討するというのが正に本フォーラムの使命だと思います。ワーキングチームのまとめは、そのための視点をいろいろ出し、それを全て盛り込んでありますので、ある方向に進めるべきだという立場から見ると、足を引っ張っているように見えるかもしれませんが、いろいろな角度から複眼的に考えないといけないということを示したものと理解していただければと思います。
- 岡田委員 分かりました。
- 佐々木座長 ほかに。
- 伊藤委員 一つだけですけれども、この論点整理の中で、法テラスのことが全然書いていないように思うんですけども、やはり現在、法テラスという組織があって、そこがいろいろな形で各地域に法の支配といいますか、そういうことを、具体的な面でやっていく、そういう場所ですから、もっとそれを有効に使う、それを通じて活動領域をもっと広げていくということをご検討していかないと、もったいないというか、ちょっと足りないのではないかなという印象です。
- 佐々木座長 事務局、法テラスの話はどこかで出てくるんですか。
- 松並官房付 直接は出てこないです。
- 佐々木座長 そうですか。それでは、大変貴重な御指摘だと思います。
- 岡田委員 同じくで、法テラスについてですが、大変周知されて、ニーズも増えています。生活困窮者に限定されているという部分がだんだん私の周りでも、もっと工夫が必要ではないかという意見が多いので、是非法テラスの形を、本当に必要とする人が利用できるようにしてほしいと思います。
- 佐々木座長 立ち入って検討すべきだろうと、こういうことですね。分かりました。それはそうするとこの第1のところですね。第1のところのどこかに、伊藤さん、入れるべきだということですね。分かりました。
- ほかにいかがでございましょうか。
- 宮脇委員 2ページのところの(4)で、地方公共団体における活動についてということで、ヒアリングに関する記載がありますが、これは必ずしも十分議論はしていないと思うんですが、その上の(3)の公務における活動についてのところで、国家公務員制度が、これはヒアリングをしてそこで書かれているわけですけども、全国、あまねく法の支配というもの

をとということであるとすれば、地方自治体、つまり地方公務員制度における、そういう弁護士ですとか、そういった資格者に対する制度設計というのが必要なかどうなのか、その点について若干視野を広げておく必要があるのではないかと、国家公務員制度だけではなくて、地方公務員制度についても視野を広げておいた方が全体の整理としてはいいのではないかなと思いました。

○佐々木座長 重要なポイントだと思います。

ほかにいかがでございますか。

○若旅オブザーバー 論点整理の1ページ目の法律事務所における活動についての最初の○のところの一番最後の行で、司法修習を終えた後、法律事務所の就職先が決まっていないものについても、比較的スムーズに就職に至ることが多いとあります。こういう意見が出たことは確かなんですけども、これは一人の弁護士の意見ということですよ。日弁連全体としては、私の方でプレゼンさせていただいたように、就職難ということが社会問題化していて、そのメッセージが法曹志望者の激減の大きな要因になっているのではないかとということなど、就職難についていろいろな問題点を指摘させていただきました。

また、OJT確保が困難だということで、法曹の質にも関わってくるのではないかとということも述べさせていただきました。したがって、この司法修習終了者の就職状況をどうとらえるか、特に活動領域拡大のこと、あるいは法曹人口のこと、これらの両方に関連してきますけれども、このことを正面から論点にさせていただいた方がいいのではないかなということ、意見を申し上げます。

また、5ページ目のところでは、ちょうど真ん中辺りですけども、国が法曹としての資格を認定しても、就職時のミスマッチが生じた結果、社会に十分貢献できないという実態があり、検証の必要があると記述されています。これは就職難のことを別の表現で言われているんだと思うんですけども、単なるミスマッチということではないので、就職難問題は正面から論点として記述していただければならないと考えます。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

○久保委員 第一次取りまとめの中で、新しい養成制度が、新しい時代の法曹像についての明確なイメージを確立しないままに動き始めたことでいろいろな問題が生じた。そういう指摘がありましたけれども、私もやはり弁護士を中心とする、法曹に対する社会のある種の固定観念というのでしょうか、これがなかなか変わっていかないところに、法曹の活動領域の拡大を阻む一つの原因があるのではないかなという感じがしているわけです。その社会の固定観念を変えていくには、法曹の側がそれぞれの分野でどんな役割を果たせるのかを、具体的にアピールしていくことが大切だと思います。例えば地方自治体を例に挙げますと、高齢化で消費者行政とか福祉とか、いろいろなテーマで活動領域は非常にあると思うんです。今は財政難ということで身を縮めています、そういう自治体に対して、どこにどういう課題があって、それをどう解決するか、その解決の過程で法曹がどう役に立ち、どう活動ができるかということ、具体的に提言していく。提言していく中で、いろいろな課題が出てくると思うんですが、その具体的な課題について、法曹の活動を容易にするには、どういう解決策や仕組みが必要なのかということも、新しい考えが出てくるのではないかなという感じがしております。

○佐々木座長 分かりました。それはやはり、それを変わるということなのか、これは具体的に

どんなことを考えるべきかなという話もいずれ議論しなければいかんということですね。例えば先ほど宮脇さんが言われた、実際のところなんか、非常に私は大きいと思うんですね。国家公務員の場合もそうなんですけれども、地方分権でいろいろなことにどんどん自由度が高まっていくという中で、本当にいろいろな意味で行政に携わる方も非常に大きなリスクをお持ちになるし、住民もそういうリスクに直面するというような世界が広がっていきますから、本当はこういうのがあるとき司法制度改革審議会で行政中心からこっちへ移すという話が大きな柱としてあったという記憶があるんですけども、その辺ですよ。丸島さんが言われた話とも関係するのかもしれないけれども、今、それを久保さんがおっしゃってくださったんだらうと私も思うんですけども、そういう意味で、活動領域がただ量的に広がるとか、人数が増えるとかというだけの話ではなくて、そのストラクチャーのチェンジみたいな話を明記せよというのが久保さんの話の根底にあるのではないかと私も理解しましたので、そういう辺りは改めてちょっと皆さんにまた議論いただく必要もあるかなと思います。分かりました。

その第1のところ、これで終わりというわけではないんですけども。

○丸島委員 少し補足して述べさせていただきます。司法修習生の就職の困難の問題は先ほど若旅さんが言われたとおりでと思います。それから、先ほど法テラスのことが出ましたが、これは2ページの一番上の記述がその関係だと思えますが、ここでは浦崎弁護士が話された部分が引用されています。法テラスの活動から考えるべきことは、一つは浦崎弁護士のヒアリングでも出されていたように、日本の多くの高齢者、障害者の問題、貧困の問題、こういう方々のための法的サービス、法的支援、これは求められてはいるが経済的な裏付けはないのですが、これについてどのような仕組みをつくるのかということで、浦崎さんは幾つかの提案をしておられました。それは法律扶助の拡充の話や成年後見制度の話など、いろいろな提案が出されました。正にそういう政策課題について、ここで細かなことまで議論する必要はありませんが、困難を抱える市民の方々と弁護士による法的支援とを結び付ける制度的な整備ということが必要だというのが一つの論点だらうと思います。

それから、もう一つは法テラスの事業と関連して、法律扶助を広げるということは諸外国の経験でも様々に実施されていますが、誰もが法的支援を受けられる社会ということで、貧困層に対しては法律扶助、リーガルエイドというものであり、中間層に対してはどうするか、これは例えばドイツでは、権利保護保険というものに国民の半分ぐらいの方が入っておられて、少額事件でもこの権利保護保険によって、権利救済ができると、こういうシステムがあるわけです。単に経済的困難な方々のための法律扶助制度を国民全体に広げるということではなくて、中間層の方々にはそれに相応しい形の、どのような司法アクセスの方法を講ずるべきかという、それぞれに適切なアクセスの方法を検討する必要があるだらうということも補充して申し上げておきたいと思えます。

○井上委員 先ほどの若旅さんの発言に付け加えて発言させていただきますと、1ページのヒアリングの要約はこのとおりだと思うんですけども、そこで用いられている「就職」という言葉は、この文脈ですと、既存の事務所に就職するという意味で用いられているのですが、一番最後のところは独立採算制をとる事務所に就職した即独となっている。しかし、即独の典型はむしろ、自ら事務所を立ち上げ、自ら仕事をやっていくというタイプだと思うのです。そういうのが理念型としてはもともと弁護士としての基本であるはずなので、現実に

は難しいことは分かるのですけれども、そういうことまで含んだ意味での職につくという趣旨を表す言葉を用いるべきではないか。どうも既存の法律事務所への就職ということに視野が限定され過ぎているのではないかと思います。

ですから、検討の視点としては、大きな法律事務所に就職することもあるけれども、自ら弁護士業務を始めるといふこともあり、それをどうバックアップしていくことが可能かと、そういうふう視野を広げた検討が必要なのではないか。その意味で、5ページの検討の自身のところで、膨らませた書き方をした方が良いでしょうに思いました。

○佐々木座長 分かりました。

○丸島委員 今回の点も大事な論点として、この場のヒアリングでも出ていましたとおり、いわゆる即時独立弁護士という形態について論議されていますが、ヒアリングにいらっしやった若い弁護士の方々のように、積極的にもともとそのようなことを志してやってこられた弁護士ももちろんいらっしやるわけですが、他方、やむを得ず即時独立をせざるを得なかった方々も一定の層としていらっしやり、そうした状況が生まれざるを得ないというのが現状であり、またそうした方々が相当の規模に上がってきているとも言われています。この問題はこの場でも出ましたが、そうした若い弁護士の方々のOJTを誰がどのように指導するのかという体制問題抜きには、修習が終わった人がすぐに一人で独立をして、さて、市民の様々なニーズに的確にこたえられるかということ、もちろん個人差もあることですが、一般的にはいろいろな懸念も示されているわけであり、そこが弁護士会も苦労しているところだろうと思います。これは先輩弁護士たちの個人的な努力だけで具体的事案に即して指導をするということでは賄い切れないところがあると思いますので、この辺のOJTの問題をどうするのかを考えていただかないと、弁護士は即独でもいいのではないかという議論だけではなく安定的な制度として進めていけないだろうと思います。OJTを通じての弁護士の育成という問題に、弁護士会だけでなく法科大学院もどのように絡まるのかということも関係する課題とも考えられ、これも検討を必要とすることだろうと思います。

○井上委員 私も放っておいてよいという趣旨で申したのではなく、法科大学院で担える部分はもちろん担いますけれども、基本的な法分野の知識・理解を習得させることをより強化すべきだという要請が強いこともあり、そういう余裕は恐らく現実的にはない。それではどうするかと言いますと、私はかつてカナダのバンクーバーで関連する調査をやったことがあるのですけれども、あちらは大きな事務所で自前の新人弁護士の育成プログラムを持っているところはそれによらず、そのような自前のプログラムを用意できない中小の事務所の新人弁護士については、弁護士会としてきちんとしたプログラムを立てていて、それを一定期間集中的に受けて修了することを義務化しているのです。そういったような制度や方策の調査結果などがあれば、そういうものも踏まえて検討していくことが考えられるように思います。

○佐々木座長 第2の方につきましても、先ほど少し御発言もあったようでございますけれども、ぼつぼつ、もし、まだ1の方について御発言があれば伺いたいと思いますが、2につきましてもお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。2の法曹人口の在り方です。今の話はその話に入っているのかもしれませんが、実際上は、どうでしょうか。

○田中委員 論点整理ということですので、そういう観点からお話ししたいと思いますけれども、恐らく日本の社会を取り巻く様々な環境の変化等から見て、法曹の活動領域は、いずれ

拡大されていくであろうというような分析を私自身はしておりまして、それに見合った法曹人口が必要だということにはなるのだろうと思います。ただ、その場合に、いついつまでに、例えば3,000人とか、いついつまでに3,500人とか、そういった数値目標、つまり、必ず何年で一定数の人口増を達成するという視点というものが、果たして社会の実相というものに見合った思想なのかどうかという辺りについては、今のところでは、やや疑問に思っております。努力目標として、一定数の法曹人口の増加を視野に入れながら、様々な政策を考えていくということは必要なだろうと思いますが、ある一定の時期を限って、この時期には何人というように、最初に数値目標ありきというような、そういう固定的な発想で法曹人口をとらえるということについては、果たして無理がないのだろうかというようなことについて、論点として考えておくことも必要なのではないかという気がいたします。

○佐々木座長 ほかにいかがでしょう。

○井上委員 今回の田中委員の御趣旨はよく分かるのですけれども、司法制度改革審議会が数値目標を立てたのは、司法試験合格者を増やすべきだというだけでは恐らく変わらないだろうという認識があったことによります。というのは、御存じのように、それまでも法曹人口の問題、あるいは司法試験合格者数については議論されてきていたのですけれども、残念ながら、ほとんど法曹三者の間だけの話であったということもあって、結局何も変わらなかったのです。それで、審議会ができる少し前から司法試験合格者の高齢化などに対する対策として、合格者数を700人、1,000人、さらに、1,500人まで増やそうという合意がようやくできるに至っていた。そういう流れをも受けて、しかも改革というためには、大きく目標を立てるべきだと意見が審議会の多数を占めたことから、3,000人という数値目標が立てられたわけです。その3,000人という数字に合理性があったかどうかは別として、とにかく数値目標が立てられたことが、状況を大きく変える動力になったことは間違いないと思います。

○萩原委員 ただいまの井上委員の御発言、理解はできるのですけれども、それはこの制度設計をしたときの状況に比べて、少し良い効果も生んできているというようなことであるかもしれないけれども、これから先について言うと、私は田中委員が先ほどおっしゃったことの方が合理性があるのではないのかと考えます。経済界では、需要は自らつくり出すものだという考え方があって、一般的に商品や物であれば、そのことはそのとおりに言えるんだろうと思いますが、法曹みたいな分野については、需要はつくり出すものではなく、本当に必要だという部分は一体何なのか、その部分について、もしこれを支える法曹がいらないなら、そこはきちんと強化して活動してもらわなければならないけれども、需要をつくり出すべきかということになると、私は非常に危険な部分もありはしないかなと思います。経済界も、だんだん法化社会になってくる、訴訟も増えてくるだろう。それから、井上委員がおっしゃるように、20年先は知財の問題も含めて、あるいはほかの領域も含めて、もっと法的な課題や問題点がたくさん出てくるだろうということは想定し、それに対して、備えようとはしていますが、決して訴訟社会を望んでいるわけではないわけですね。ある程度そういう社会がやってくるし、それに対応はしていかなければいけないけれども、アメリカみtainな訴訟社会を日本の経済界が望んでいるわけでもない。その辺のところ、実際にどの程度の法曹人口が必要かというのは大変難しく、少なくともいいとも思えないし、3,000人が適切かという、どこかで線を切るのが難しい。多分、今みtainな状況で、一方ではニーズが

高まってくるだろうという予想がありながら、片方で就職難だというような、二つの非常に矛盾したものを抱えていながら、弁護士会から今度、1,500人というような数字が表に出てきているわけですけれども、一方で3,000人という数字があり、どちらがというよりは、本当にどこまで活動領域を拡大していけるのか、あるいは行くべきなのかというような議論の中で人数を決めていかないと、なかなか難しい問題ではないのかなと、そんな感じがいたします。

○佐々木座長 僕も素人なので、その点については萩原さんにむしろお聞きしたいんですけども、今まではある意味で欧米中心の法体系の中で、いろいろな経済活動もなされてきましたけれども、将来もその延長線上でどこまで描けるものなのか、それとも非常に違う法的環境のもとに、我々はますます深く関与していかざるを得ないような世の中が来はせんだろうか。その辺は、先ほど萩原さんもおっしゃられたように、難しいことは確かなんだけども、今までの延長線で考えていることで大丈夫だろうか、大変表現は難しいんですけども、というのが、素人目にも見まして、そういうことがないのだろうか。例えば、これも一つの答えがあるというものでもないと思うんですけども、明らかに経済的な実態も変わってきているし、企業の行動も変わってきているし、法的な環境も、何か我々ははっきり言うと、私は法律学の専門家とは言えないんですけども、明らかに20世紀のある時期からつくられた仕組みというのは、今、がらがらと大きく変わりつつありまして、これがリーガルサービスだけではなくて、あらゆるものの構造を大きく変えそうな感じも何となく予感がするものですから、その辺は今日でなくても結構ですけども、いつかまた是非お話を伺えれば大変有り難いなと思っています。ちょっと一つの例としてお話があったものだから、お聞きしたんですけども。

○萩原委員 全くおっしゃるとおりですけども、それがきちんと予測できるぐらいなら、我々経済界も余り苦労しないというような部分もあるわけで、大きく変化するだろうことは分かりながら、具体的にどういう姿になってくるかということ想像するのはますます難しい時代になってきています。そのような分かりにくい状況の中で、今までの物差しで、固定的にものを決めていってしまっていていいだろうかという疑問を持っているということをおし上げたかったわけです。今、クリーンカットな御返答はできませんが、今後必要ならまた発言させていただきたく思います。

○佐々木座長 是非、また何か御意見があったら伺いたいと思います。ありがとうございます。何かちょっと差し出がましい話、恐縮でございました。

この第2のところについて何か御発言ございませんでしょうか、論点整理としてです。

○丸島委員 度々で恐縮ですが、審議会の当時、法曹人口に関する考え方のキーワードとして3つのことがあったと思います。

一つは毎年の合格者をどの程度の規模とするのかという問題であり、これは新しい法曹養成制度、つまり法科大学院を中核とする新しい法曹養成制度の整備の状況、あるいは成熟度、これを見定めながら、毎年の合格者数を考えていこうという視点が一つあったと思います。

二つ目には、トータルな法曹人口をどうするかということについては、これは社会の要請に基づいて決定されるものとされていて、正に社会の要請というのは、今、萩原さんが言われたように、企業はどう見ているか、労働界はどう見ているか、社会の様々な分野で法律家の役割というものをどのように必要としているのかという、その問題だろうと思います。

それから、3つ目が、司法全体の制度的基盤、人的基盤、あるいは国民的基盤、こういうものの改革がそれぞればらばらではなく、有機的に一体のものとして、実行されていくこと、この3つがやはり大事なポイントだろうと思います。

それで、今のお話にも関わるのですが、例えば経済界の今後の動向をどう見るかというのは、これは私たちにとって思いもつかないぐらいの様々なお話があるんですが、少なくとも国の政策としてどう考えるのかという観点から言うと、前回、外務省の担当の方がおっしゃっておられましたけれども、法律家の国際的な活動が、日本の様々な企業であるとか、企業だけではない、様々な分野において必要であると、しかし、それについては、そのような戦略を国として持たなければいけないという御指摘でありましたけれども、少なくとも現段階において、外務省あるいは政府としてそのような法律家を活用していくという戦略というのは明確になっていないのだろうと思います。

もし様々な分野での法律家の活動が本当に客観的に必要だということであり、そのことが社会の合意であるのであれば、そのような戦略をしっかりと日本の政治が持ち、その中で、法曹の数をどうするかという議論をしないといけないのではないかと、大体こんなものだから、こうだろうというふうな議論ではなかなか無理があるのではないだろうか。10年前の審議会の事務局に私もかかわりましたが、司法を巡る停滞していた状況を打破し、その機能を強化し役割を拡大するべく大きく変えていこうというメッセージは、非常に意味があったと思いますが、今、ここに来て、改めて数字上のことをただ示すのではなくて、司法に関わる諸改革を一体的なものとして議論していくことが必要だろうと思います。

その点、今回の人口を巡る論点整理の中では、ワーキングチームの取りまとめを引用していただいております、法曹人口の在り方というのは、法曹養成制度の在り方とリンクすること。それから、もう一点は、法曹の活動領域の拡大の状況がどうなっているかということや、司法、法曹に対する需要がどうなっているか、国民の司法アクセスの状況等がどうなっているか、これらを踏まえて総合的に検討するという視点が出ていますので、このそれぞれの課題について、もう少し掘り下げて議論するということが法曹人口全体の議論では必要なのではないかと考えます。

とりわけ、今回の法曹養成制度については、ワーキングチームでも指摘されましたとおり、法科大学院の、本来求められている機能を全体として回復させるために、法曹養成のための教育水準を確保するべく統廃合や定員削減などを進め、全体を適正な規模なものにし、内容を充実させ、その結果、きちっと勉強していれば法曹への道が開けるよう合格率も高めること、そして、その趣旨に沿って全体を適正な規模のものにするために、どのようにこれを実効的に実施していくかというのが大きな論点だと思います。その落ち着きどころとの関係で、おのずから毎年の合格者数はどのぐらいのレベルなのかということも見えてくる議論になるだろうと思います。

○佐々木座長 先ほど翁委員からもお話がございましたように、ある意味でやはり戦略的な、国としての戦略的な視点も当然持たなくてはいけないと思いますし、いろいろな観点が入る中で、この問題を深掘りしていくということについては、特に御異論はないということかと思えます。

その意味で、いろいろなものの最後の重なり合ったところでこの問題の実態が浮かび上がるようにできれば大変結構なことではないかなと私自身は思っておりますので、そういう努

力をしてまいりたいというふうに思っております。

この第2はほかにございませんでしょうか。

それでは、ただいまの議論を基本的に論点整理の第1、第2に関連する部分に反映させるようにいたしますが、その際、御意見をそのまま逐語的に切り貼りするような作業はなかなかちょっと難しいし、余り文章の体裁としてもよろしくございませんので、その意味では、具体の扱いにつきましては、一定程度の自由度を与えていただきたいということを御承認いただきたいと思っております。

それでは、法曹養成制度の理念と現状について、事務局から論点整理をいただくということで、次の第3、法曹養成制度の在り方に入ります。1、法曹養成制度の理念と現状でございます。それでは、事務局、お願いします。

○松並官房付 では第3の1について、先ほどの資料、2-1の目次を御覧ください。第3の法曹養成制度の在り方のうち、その1として、法曹養成制度の理念と現状について4つの項目、すなわち「プロセスとしての法曹養成」、「法曹志願者の減少」、「法曹の多様性の確保」、「法曹養成課程における経済的支援」に分けて整理いたしました。

資料2-2の9ページを御覧ください。(1)として、「プロセスとしての法曹養成」について整理しております。「本論点の説明」にございますように、新たな法曹養成制度は法科大学院を中核として、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させたプロセスにより、法曹を養成することを目指したのですが、これに対しては、司法試験や予備試験の受験資格の在り方等に対して、様々な指摘もあることから、プロセスとしての法曹養成について検討する必要があるとの問題意識です。

次に11ページを御覧ください。(2)として、「法曹志願者の減少」について整理しております。「本論点の説明」にございますように、新たな法曹養成制度が導入された後、法曹志願者が年々減少しており、現状のままでは法曹の質を維持しつつ、その大幅な増加を図るという所期の理念の実現は困難ではないかという懸念が示されているとともに、法曹志願者減少の要因についても、様々な見方があることから、法曹養成制度の在り方の検討に当たっては、法曹志願者の減少の観点からも検討する必要があるとの問題意識です。

次に13ページを御覧ください。(3)として、「法曹の多様性の確保」について整理しております。「本論点の説明」にございますように、司法制度改革審議会意見書では、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、法科大学院には学部段階での専門分野を問わず広く受け入れ、また、社会人等にも広く門戸を開放する必要があるとされましたが、法科大学院の志願者が大幅に減少する中で、法学部の学生以外の志願者も減少しており、司法制度改革の理念の実現に支障が生じているとの問題点も挙げられていることから、法曹養成制度の在り方の検討に当たっては、法曹の多様性の確保からも検討する必要があるとの問題意識です。

次に14ページを御覧ください。(4)として、「法曹養成課程における経済的支援」について整理しております。本論点の説明にございますように、司法修習生に対する経済的支援の在り方については、本フォーラムにおける検討結果を第1次取りまとめとして整理したところではありますが、法科大学院について、経済的支援の充実が必要であるとの指摘があることから、法曹養成課程における、経済的支援について検討をすることが必要であるとの問題意識です。

○佐々木座長 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明のありました、法曹養成制度の理念と現状について御意見、論点整理のための御意見、意見交換をお願いしたいと思いますが、本日御出席されております吉田政務官、それから、高井副大臣の方から、特にこの論点整理（案）の14ページ、(4)、法曹養成課程における経済的支援について御発言があると承っておりますので、お二人から、二人は途中で退室されるということでございますので、最初に御発言をいただきたいと思っております。

それでは、財務省の方の資料4でございましょうか。吉田政務官から御発言をお願いします。

○吉田財務大臣政務官 財務省で資料を1枚用意しましたので、簡単に御説明したいと思っております。資料4、一番最後のところについております。

今、論点整理の中で出てまいりました、法科大学院の学生に対する経済的支援、ここに書いてあるのは、今の現状でございます。もう御承知のところもほとんどだとは思いますが、大きく二つ柱があって、一つは日本学生支援機構による奨学金、これは(1)で無利子もあれば、(2)で有利子もある。そして、二つ目の大きな柱が、一番下に書いてありますが、授業料の減免でございます。

ちょっと中身を申し上げますと、まず(1)無利子、②本人の収入金額、約500万円ぐらい、この辺まで奨学金を出しますと。実際は、平均貸与が年間100万円、お一人100万円ぐらいの貸与をしておりますと。返還期間は20年であります。そして、その下にありますが、貸与学生のうち約100分の30ですから、3割の方に返還を免除するという制度がございます。そして⑤ですが、実際に今、4、300人余りの方、つまり、法科大学院生の約34%の方がこの制度を利用しているということでございます。これは無利子なものですから、実は無利子で20年間返済です。20年間返済ということであると、実はこれは利子が4%付いている教育ローンを6割と、それから、返す必要のない無償給付を4割組み合わせたと同じぐらいの支援の効果があると、こういうふうに考えております。

それから(2)、今度は有利子の方ですが、これも②で収入金額が500万円ぐらいまではこれが利用できますと、平均貸与額がこちらは160万円ぐらい出していますと、ここには書いていないんですが、これは実際の平均貸与額は160万なんですが、これとは別に、限度額というのがございます。通常の学生さんは180万なんですが、この法科大学院生については、授業料が割高であるということもあって、180万をさらに上乘せして、264万円まで借りられますということになっております。返済期間は20年、その結果、貸与人員は2、400人で約19%、上の無利子が34%ですから、両方を合わせますと約53%、つまり、半数程度の大学院生がこれを利用しておると。これは希望者全員でございます。そういうふうに財務省から見ると、相当程度の経済的支援が現状でもなされているというふうに考えております。

引き続きこの支援をする必要はもちろんあるわけですが、もう一つは、卒業して弁護士さんになると、相対的に収入が高いと。6年目で1、000万を超えるという数字もございしますが、そこも考えなくてはいかんと。つまり、給与が同じであっても、一部の特定の職種の方を目指す学生さんだけ、何か優遇するということは不公平というそしりも免れませんし、さらに、今、申し上げたような、一般に高収入という分野においては、なおさら特別優遇というのは難しいのではなかろうかと、そんなふうに考えております。

○佐々木座長 それでは、次に高井文部科学副大臣の方から御発言をお願いしたいと思います。

○高井文部科学副大臣 ありがとうございます。法科大学院の学生に対する奨学金制度について、今、財務政務官から御説明があったとおりでございます。独立行政法人の日本学生支援機構の奨学金事業ですけれども、もちろん教育の機会均等の確保と意欲と能力のある人材を幅広く確保するというために奨学金を貸与しているというものであって、正に特定の分野の学生に対して、特定の優遇措置を講じるということに対しては、少し公平性の観点から、難しいということをお理解いただければと思います。この事業に関して、法科大学院の学生に対しては、正に有利子奨学金、無利子奨学金と併せて、貸与基準を満たす希望者全員に奨学金を現在貸与しているという状況でございますので、今後とも意欲と能力のある学生が、是非経済的理由によって就学を断念するということがないように取り組んでまいりたいというふうには思っております。

○佐々木座長 ありがとうございます。政務官、副大臣、御出席でございますので、この4につきまして何かこの際、御発言があれば伺いたいと思いますけれども。

○井上委員 最初に大臣政務官と副大臣にそのように言われてしまいますと、もう何を言っても・・・という思いもしないわけではないですけれども、どなたからも発言がないので、あえて発言いたしますと、私ども教育現場で学生を預かっている者としても、今の奨学金制度については、有利子のもも含めれば、申請者全員にわたっているということで、大変ありがたく思っています。ただ、確かにほかの分野に比べて優遇されているのではないかという見方もできるのですけれども、国立大学の間だけに限っての話として申しますと、法科大学院の授業料がほかの分野よりずっと高いのですね。ほかの分野は52～53万円くらいですが、法科大学院だけ80万円をちょっと超す額になっています。例えば医学とか理系で大きな実験装置などを使ったりするところでも50数万円なのに、法科大学院だけ80万円超ということで、学生の間にはかなり不満というか不公平感があります。どうしてなのかと学生達から聞かれたことがあります。そのときは、錚々たる実務家の先生方をお呼びしているのでお金がかかるのだというふうに一応説明したのですけれども。もちろん私立大学の法科大学院では、授業料がずっと高いわけですから、それとの公平という意味では、この設定が分からなくはないのですけれども、他分野と比べるとそういう側面があり、単に優遇されているというばかりではないということも、御理解いただきたいと思います。

もう一つ、あとでも話が出てくると思いますが、現在の大きな問題は、法科大学院間で大きな格差があるということとともに、未修者と既修者の間でも、少なくとも司法試験の合格率などにおいて、著しい差があるということで、それをどう改善していけばよいのか頭を悩ませていますが、未修者といってもいろいろな人がおり、3年間で素晴らしい成績を上げる人もいれば、時間がかかる人もいます。その場合に、時間をかけて学んでもらおうとしても、標準修業年限を過ぎてしまうと、今のシステムでは奨学金がもらえなくなってしまうということがあります。一つのネックになっているところがあります。その辺で、例えば自分の学力から見て4年かけた方が良く考えたり、あるいは大学サイドから見てもそういうメニューの方が良く判断される場合に、奨学金の方などでも、もう少し柔軟な対応をしていただけるとよいのですが国の財政が非常に逼迫している状況でもありますので、贅沢なことは言うつもりはないのですけれども、今の大きな枠の中で柔軟化が図れないものかと大学側としては感じているということです。

○佐々木座長 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

○宮脇委員 何かちょっと国立大学間の話になって大変恐縮なんですけれども、授業料の関係で、法科大学院の授業料が高いというのはそのとおりですし、修業年限の問題があるというのもそのとおりなんです。授業料のことから言えば、それに満つような奨学金というのが一応は出ているんだろうと思います。やはり専門職大学院の中でも、先生も御承知のように、会計職ですとか、私も公共政策もあるわけで、それは基本的に授業料の部分が奨学金によって選択ができるのであれば、むしろ我々、我々という言葉を使うといけないんでしょうけれども、これよりも大きな経済的支援を行うということの適正性については、やはりちょっと疑問が私どもは出てきてしまうと。

○井上委員 そういう趣旨ではありません。優遇されているように見えるけれども、授業料が高いという面もあるということを指摘させていただきただけです。

○宮脇委員 ということは、今のもの以上に何か優遇する、優遇という言葉を使わないで、コストに見合って、それを負担ができるような制度であればいいという御趣旨ですか。

○井上委員 基本的にはそうです。

○宮脇委員 私はそれは、今の制度の中で、基本的にはされているのではないかという、もちろん授業料の問題で言えば、これはもう先生も御承知のように、理系と文系の中の話もあるわけで、それはむしろ同じことがどうなのかとかいう議論になってしまうので、ちょっと今のお話だけだと、私は厚くすることに関して、違和感があるというふうには思います。

○佐々木座長 国立大学法人間の議論以外に何かあれば。翁さん、どうぞ。

○翁委員 人材の育成というのは本当に重要であると思うんですが、この人材というのは、やはりあらゆる分野で今必要とされていると思います。その意味で、法科大学院だからといって、特別に優遇するということについては、なかなか一般的には理解が得られないのではないかなというのが率直な意見でございます。

○丸島委員 今、翁委員がおっしゃられたことはそのとおりですが、むしろ問題は、やはりこれから資源が乏しいといわれる日本が国際的にもそれなりに尊敬される地位を占めていくというときに、やはり人材確保が重要だということが盛んに言われています。それは別に法科だけではなくて、そういう観点から、様々な専門職大学院というのを設ける施策をこの間、文部科学省はとってこられたわけで、そこに日本らしく様々な分野の人が集い、学んで、専門的力を高め、様々な分野で日本をリードしていくという、そういうことがやはり構想されていたのだと思います。そういう意味で、もちろん財務省がこの困難な中でいろいろ御努力されていることは十分に分かっているつもりですし、その中で法科大学院だけどうこうということではないですが、やはり全体として、日本の専門職大学院というものに対して、どうこれを支援していくかということは、もう一回り大きく考える必要があるのではないかと。

特に最近の報道でもあったとおりに、学生が奨学金を返せなくて、裁判上の請求を受けるまでに至っている例が増えてきているということが報告されています。これからの社会では、先ほど弁護士の収入の話も出ましたけれども、恐らくかなりの方々が、かなり実感とは異なるという感じで受け止めており、今後専門職だからといって収入が確保されるとも言えない状況がどんどん増えるのではないかと意識されている中で、志ある人材を確保するために全体としてこの奨学金制度というものをどうするかということをもう一回り大きく考えていただきたいということ、今後のお願いとして申し上げておきたいと思っております。

○佐々木座長 何か副大臣，政務官から御発言があれば。

○高井文部科学副大臣 丸島先生の御指摘は本当にそのとおりだと思いますので，しっかり受け止めたいと思います。私も政務官をしていたときにも，奨学金格差も含め，奨学金制度の充実が大事だということで，以前より給付型の奨学金を何とか創設できないかということで，この間，取り組んできました。しかし，初年度から高校の実質無償化等の施策も入り，なかなか給付額奨学金が認められなかったということで今日に至っておりますが，ただ，今回の奨学金も所得連動型奨学金，出世払い型ということで，実質その所得が就職してからも300万円以下であれば，ずっと猶予できるということで，出世払い型という制度を改めて創設をいたしましたので，それだけでもまだまだ不足のところもありますし，先生御指摘の部分は，文科省としてしっかり受け止めて取り組みたいと思っております。

宮脇先生が御指摘になったとおり，この奨学金においては，この6ページの有利子の方ですが，19万，22万という最高額は，正にこの法科大学院の学生のみを対象ということで，特別にやはり授業料が高い分だけ，多く借りられるようにという制度設計はつくっておるということです。全体の人材育成という観点と公平性という点から，奨学金全体を充実していくということで御理解をいただければと思います。

○佐々木座長 それでは，この点については論点整理上，大体よろしいでしょうか。

それでは，また戻りまして，プロセスとしての法曹養成という，第3，1，理念と現状の(1) 辺りから論点整理の議論を進めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。何かございませんでしょうか。

それから，法曹志願者の減少，多様性の確保，いずれにつきましても結構でございますので，御意見ございましたら，論点提起を，問題提起をしていただければ有り難いと思います。

○井上委員 皆さんの口火を切るということで。志願者の減のことなんですけれども，この文章だけ読んでいますと，この新しい制度になって志願者が減っているというふうに，そうとしか受け取れないかもしれないんですけども，それ以前のことを考えていただきたいんですね。この司法制度改革のときに，こういう新しい制度を提言したのは，合格率が本当に数パーセント，1から3の間ぐらいだったんですね。こうなっていて，何年もかけないと司法試験に合格しないということで，できる人ほど1回，2回，試しにちょっと受けるんですけども，もうこんなことをやっていたらというので，ほかにどんどん転出していくと，そういう状態がずっと続いていたんですね。その危機感というのが一つ重要な理由としてあって，大きくシステムを改めないといけない。

ですから，そこで既に志願者，本来は法曹に来てほしい人が逃げていっていたと。そこで志願者が本当にもう枯渇，だんだん貧しくなってきたという状況があったということをお承知いただきたいんですね。それに対して，大きく変えたので，特に初年度，2年度は，かなり社会のいろいろな方がチャレンジしてくださって，来られたんですね。それがこの最初のころ，適性試験の受験者だとか，志願者が多いという数字にあらわれているんですね。それがやはり，何年かたつと合格者の数が頭打ちで，合格率が非常に低迷しているということもあって，それでだんだんまた離れていきつつあると。特に多様性の面です。それが今恐れられている。そういうことなんです，優秀な志願者がだんだん来なくなるのではないかとこの恐れというのは。

ですから，ちょっと先ほど若旅さんの言われたことの揚げ足を取るわけではないんですけ

れども、就職難だから減っていつているという、そういう人もいるでしょうけれども、それよりはむしろ、なろうと思ってもなかなか苦勞しなれないとなれないですよ。合格率がもう20%台ですので、そういうことを見ると、賢い人というか、自分の進路について賢い選択ができる人はなかなか来なくなりつつある。あるいは、社会で本当はなりたいたいと思っている人がチャレンジしなくなってきた。それが実態だということだと思えます。

○岡田委員 9ページの予備試験のことですが、私の周りでは、予備試験というのがある日突然浮上したみたいな受け止め方をしています、何か法科大学院と予備試験の機能というのでしょうか。これが有機的ないしは効果的に結果に結びつけばいいのですが、今始まったばかりなので、まだ結果が出ていないのですけれども、もう少し一般の人間にも分かるようにしていただかないと、何か抜け道みたいな、新聞にもそんなことが書いてあったような気がします。この制度がどういう主旨でできたかについてここには書いてありますが、できた以上は効果的かつ当初の目的をきちっと果たすような形であるべきだと思います。私の周りではそんな意見がとても強いです。

○佐々木座長 ほかにいかがでしょう。

○井上委員 今の点、御説明した方がよければ。

○佐々木座長 経緯を御存じの方。

○井上委員 予備試験につきましては、新しい法曹養成制度の下では、原則として法科大学院修了者のみ司法試験の受験資格を与えられるのですけれども、その点で、過去の司法試験の良いところとして、様々に苦學し、あるいは、独学で勉強して、法曹になるという人もいて、立派な仕事をされているということもあるので、そういう道を塞いでしまうのは問題だという意見があった。もちろん、経済的支援等の整備で、法科大学院にできるだけ行ってもらうようにするわけですけれども、それでも、そういう制度に乗り切れない人がいることが考えられる。もう一つは、社会でいろいろな法律関係業務に携わってきて、もう十分基礎知識とか、経験を有しているという人に法科大学院を経らせるのは過当なのではないか。そのような2種類の人たちには、例外的に、予備試験というものを用意して、それを通れば本試験を受けられるようにしようというのが基本的なアイデアだったのですが、法令にその二つを要件として書き込むことが困難だったので、そういう限定をしていないのです。しかし、限定していないために、誰でも受けられる。法科大学院に行ける人もそうですし、法科大学院の在學生も修了者も受けられるという状況になってしまっているわけです。まだ予備試験が1回行われただけですから確定的なことは言えないのですけれども、私どもが恐れているのは、まさに今おっしゃった抜け道というかバイパスというか、あるいは超特急といえますか、本来法科大学院を経るべきで、かつそうすることができる人たちが、予備試験ルートに走ろうとすることです。特に、いわゆる受験秀才のような人たち、ちょっと自分の出身母体なので言いにくいのですけれども、例えば東大法学部に何の苦勞もしないで入ってきた人の中には受験秀才が多いのですが、そういう人達が予備試験と本試験という試験だけで法曹となろうとすることが増えてくるのではないかと懸念しているのです。それは、予備試験の本来の趣旨に反しますし、制度全体として見ても、非常に歪なことになるのではないかと思うのです。

○佐々木座長 どうぞ、ほかの論点につきまして。この志願者の減少、多様性の確保、これはもう既にいろいろなデータは出しましたね。

田中委員や伊藤委員は法科大学院で教育にも当たっておられますので、何か具体的な御指摘ございませんでしょうか。

○伊藤委員 私も非常に小さな、学生がもう十数人ぐらいしかいないような法科大学院に行っているんですけども、これはいずれ話題になる、合格者との関係もあるんですけども、私自身は去年から行き出したので、その前のことは必ずしも実体験としてはあれなんですけど、今、事務所にいる若い弁護士の話聞いても、最初に法科大学院ができた年、このころは8割ぐらい受かったのでしょうか、あのときの学生たちは、本当にいい制度だったとこう言うわけです。例えば英語の授業なんていうのも一生懸命受けたと。それもやがて合格率が厳しくなってきたものですから、結構、立派な法科大学院にいるものも、やはり受験、受験と言うようになってきた。私は山梨学院というところに通っているのですが、そこなんかは試験に関係のない科目はできるだけとらないとか、あるいは予習は2時間で終わる予習にしてくれと、それ以上は負担だというようなことを平気で言います。

それから、いろいろな教授が、いろいろなサービスの機会を与えるんですけども、なかなかそこへ出てこない。それは直接試験に関係ないのではないかとかいうようなことを言ってみたり、実務の教育なんかにもなかなか、とにかく受かるのが専決だと。それはそうでしょうけれども、だから、本当に合格率が低いこと、あるいは一方では法科大学院の学生が多過ぎるのかもしれないが、そういうことによって、非常に歪な格好になってしまっているのではないかなと思います。

私自身はこの法曹養成、なかなか難しい問題があって、どこかで理想とは違う姿になっていると思うんです。例えば法科大学院の定員を少なくすれば、それは入るために非常に競争を強いることになるし、合格者を3,000人にすれば、それはもともとの国の約束ですから、その限りではいいでしょうけれども、やはり実際にその人たちが本当に仕事としてやっけていけるのか、世の中の需給のバランスがとれるのかという問題、あるいは、よく言われていますように、それだけの質があるのかというようなことも考えなくてはいけない。

だから、私自身は司法研修の教官もしましたし、今はでっかい事務所の弁護士みたいなこともしていますが、いろいろなそれぞれの立場で、こっちの立場に立てばこうだ、こっちの立場に立てばこうだということで、この1年間、いろいろなお話を聞いて、私自身も勉強もしましたし、何が何だかよく分からないようなところに今いるというのが実情なので、ちょっと取りとめのない話をしてしまいましたけれども、そういう中で、やはりせっかくこういうフォーラムで、何らかの結論を出そうとするわけですから、やはり将来の日本のために、優秀な人たちが法律家になろうと、あるいは法律家になれるそういう制度をつくる、そのために少しでも形をやはり残さないと、1年、あるいは2年やる意味がないのかなということ、今、切実に思うといたしますか、問題提起といたしますか、感想だけで終わってしまいますけれども。

○佐々木座長 まだまだ法科大学院の議論はたくさんありますから、また御発言ください。田中さん、どうぞ。

○田中委員 せっかくですから、一つは法科大学院を受験する人数が減少したというお話に関係するんですけども、これも先ほど井上委員がおっしゃったように、最初の時期における特定の現象から、かなりの人数の人が受験したという、その時期から比べると確かに受験する人数は減少はしていますが、それではおよそ法曹を志す者の数というものが多い、少ない

というのは本来何を基準にして言うのかという辺りを、今一度考えてみなくてはいけないのかなということで、私も今、そこを考えているところであります。ただ単に、最初にこれだけ数があったのに、今はこれだけ減っているから著しく減少したといったような分析というのは、それだけではやや短絡的かなというような印象を一つ持っております。

それから、もう一つ指摘しておきたい点ですが、やはり従前の司法試験というのは、2%の合格とか言われた、いわゆる点による選抜試験で、司法試験に合格するためにひたすら筆記試験の成績をよくするという獲得目標から、そこに向けて効率的に受験勉強に励んだ人が合格するという、そういう一つの形があったと思うのです。現在のプロセスとしての養成という点については、自分が実際に教育に携わってみて、現場で行われている教育というものが何かということがよく分かるのですが、他の委員の方も、このたび二つの大学院を視察して、そこではこれまで理解していたような教育とは明らかに違った状況、景色が展開されていたという印象を持たれたのではないかと思います。それが具体的には何かと言えば、そこにはソクラティック・メソッドというような双方向性の議論でありますとか、院生が主体的に発言するという現象でありますとか、そこを教員がうまくとらえて、議論の方向性をリードしていくという景色でありますとか、そういったような中で、物事の本質は何なのかとか、判断の分岐点はどこにあるのかというようなことを、ロースクールの中でみんなが真剣に考えながら授業が進められていっていると。こういう状況というのはやはりこれまでの教育にはなかったということです。このような制度ができたことにより、法曹人口が相対的に増えるという、そういう関係にありますけれども、制度として、非常にすぐれた制度ができたのかなと思います。

その結果、2年ないし3年の修学といいますか、授業を受けて、1回目の受験で合格する人が統計的にも非常に多いということが何を意味しているかと言えば、それは法科大学院での教育を受け、そういう中で育った人がその修学実績に比較的近いところで合格していているということだろうと思います。そして、3回目の受験になるにつれて、統計的には著しく合格率が低くなっていることが何を意味しているかと言えば、こう言うのはなんですけれども、一つには、修学から離れ、旧来の司法試験的な受験の方向に向かうような勉強をしがちな人たちの数が次第に増えることから、これが統計的にも合格率が低くなっていく傾向に結び付いているところがあるのではないかという感想を持っております。取り留めのないお話で大変恐縮でした。

○佐々木座長 ありがとうございます。どうも御指名したりしまして失礼しました。ありがとうございます。

ほかの委員から何か。

○丸島委員 この「プロセスとしての法曹養成」ということが、ある種のスローガンのようになってはいけませんので、この中身をもう一回このフォーラムとしてもしっかりと整理して、考えて共通の認識にする必要があるのではないかと思います。私自身を振り返ってみて、人の評価をするときに、何か難しい試験で人を評価するというのにもすっかり慣れ切った人生を送っていますから、それが急にプロセスを通じて人を育成し、それを評価するというのは、日本の教育において、新しい価値観をもたらす、非常にチャレンジングなことをやろうとしていると思います。

しかし、実際にはこのプロセスとしての法曹養成、つまり、実務法曹養成のための教育の

担い手について、これは教員の体制もあるでしょうが、本当に日本において、どの程度整備されてスタートしたのかというところがやはり問題があったものですから、法科大学院によっては、必ずしも体制が十分でないままにスタートしたのではないかと。私も法科大学院卒業の弁護士たちとたくさん話しますが、その中で実務法曹としての志を持ち、知識や能力、価値観を持ち、現場に向かい合って多様な活動をしているすぐれた人たちがたくさん育っていますが、一方では、出身の法科大学院に失望し、法科大学院の中では特に受験ということでは余力となるのが少なかったため、自分で独学で勉強して受かったみたいな感じの方もやはりいらっしゃるし、こういう方々はプロセス教育というものに対して疑心暗鬼の方々もいるのも事実だと思います。

結局、この司法試験というのは、法科大学院でしっかり実務法曹としての教育を受け、修得し、その到達点を判断する一つの指標であると思うんですが、受験科目以外の臨床科目とか、法科大学院ではいろいろなことをやっているわけですので、そういうことがトータルとして評価されるようなことでなければいけないだろうと思いますし、受験のところまで切っていくことによって、受験対策としての勉強と化していくと、何のための法科大学院かということになっていくと思いますので、プロセスとしての法曹養成ということは、これまで必ずしもなじみのないことでありましたが、こここのところの内実をしっかりと確認して、それに沿った法科大学院の体制をもう一回つくり直すというぐらいのつもりで理念に沿った再編成に向け、ここでしっかりと議論していかなければならないのではないかと思います。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。おっしゃるとおり、教える方の問題も、体制の問題、その他を含めていろいろ議論しなければいけない論点があるかと思いますが、論点として、その中に入れさせていただきたいと思います。特にプロセスとしての教育をめぐる問題ですね。分かりました。

ほかにございませんでしょうか。

○井上委員 私も丸島委員とほぼ同じような問題意識を持っていて、全く新しい制度を立ち上げたわけですから、丸島委員の先ほどの言葉をお借りすれば、成熟度にも差がありますし、心構えにも差がある、教員体制にも差があるというのは事実として、法科大学院の間の格差が非常に大きくなり、両極化しております。それは中教審法科大学院特別委員会でも既に何度も指摘し、特に実績が余り振るわないところについては、極めて厳しい問題点の指摘をし、これまでに例が余りないような、具体的な大学名を挙げて改善を促すということまでやってきておりますが、それもそのためなのです。そういう現実を踏まえて、このフォーラムでも是非厳しく問題点を摘示し、場合によっては大なたを振るってくださっても結構ですが、法科大学院側でもそれを受け止めて、改善すべきところは改善し、確固としたものとしていきたいと考えています。

ただ、御留意いただきたいのは、質の問題もそうですが、いろいろな面々で局部的あるいは限定された範囲の現象を一般化して捉えられると大きな誤解となり、良いところまで潰してしまうおそれがあるということです。やはり良いところは良いと評価いただき、まずい部分はまずいと厳しく指摘していただくといことでないといけないのではないかと思います。

プロセスによる選別というものなかなか難しく、例えば入学者選抜のところでは、当初に比べれば厳しく、一定以上の競争倍率の確保といったことをお願いして、それぞれの法科大

学院にやっけていただけていますので、実際に合格し、入学する人が減ってきています。まず入り口のところで一生懸命質を確保しようとしていることの結果なのですね。入学後も、成績評価と修了認定が厳しくなってきたりして、今、標準修業年限で修了できる人は75%ぐらいにまで下がっていると思います。私は中教審法科大学院特別委員会の改善状況調査WGの一員として、毎年いろいろな法科大学院を見せていただけてきましたけれども、法科大学院によっては入学者の半分も修了できないというところすら出てきているぐらいです。そのぐらいしても、修了した後、司法試験にどれくらい受かるかというところ、なかなか実績が上がらないので、まだ甘いのではないかと批判を受けるというのが実情です。

それで、司法試験でまた選別され、さらに司法修習の後の二回試験で選別を受ける。その点について、本日の配布されている日弁連の資料では、二回試験で不合格者が多数出ているのではないかとされているのですが、私どもから見れば、それもプロセスの一つなのです。これは司法試験による選別の有限性を物語るものでもあり、その意味で、司法修習でも選別は行われなければならない。このようにハードルがたくさん設けられていますので、今の学生は大変だなと思いますけれども、それが基本思想でありますから、その思想というのはやはり堅持し、改めるところは改めて、より確固とした制度としていくというのがあるべき方向だろうと考えています。

○佐々木座長 いかがでしょうか。それでは久保委員、どうぞ。

○久保委員 旧司法試験の時代を取材した立場から申し上げますと、先ほど井上先生がおっしゃったように、当時はやはり難し過ぎて有能な人材がよそに逃げるのではないかという危機感が法曹三者に共通にあったと思うんですね。そこで打ち出された司法試験合格者3,000人と、それから、プロセスとしての法曹養成、この二つは非常にインパクトがあり、新鮮に感じた記憶があります。特にプロセスとしての養成というのは、私のイメージとしては、学生にもっとゆとりがあつて、法科大学院に入って、多様な社会現象に対応できるような資質とか知識、そういったものにも目を向けられるようなゆとりを持てる養成期間をイメージしていました。現状を見ますと、必ずしもそうではなくて、一部でしようけれども、予備校に通つてみたり、司法試験を突破するのに非常に苦労しているという姿もあつて、合格率も20%そこそこになってきています。プロセスとしての養成制度というのが、どう機能しているのかがよく周りには見えないという感じがしております。

○佐々木座長 ありがとうございます。いろいろな貴重な論点を今日いただきましたが、ほかに今日のところ、最初の方も含めて何か追加的な御発言があれば、あるいは、御発言されていない点があればお願いしたいと思いますが。

翁委員、どうぞ。

○翁委員 この第3の1の(3)の法曹の多様性の確保というのが、もともとやはり司法制度改革でねらっていたところなのに、それが実現していないというのが非常に残念だなと思います。これはどういうふうになれば一番いいのか、私はよく方策は分からないんですけども、やはり多様ないろいろな経験をした人たちとか、いろいろなほかの勉強や仕事をしてきた人たちが法曹になるということは非常に重要な視点だと思うので、それを何とか実現する方向で考えていった方がいいのではないかなというのが一つです。

あともう一つは、この合格率がやはり、先ほど伊藤先生のお話にもあつたんですけども、当初は7割ぐらいでしたか。

○井上委員 全体としてはそこまではいかないのですけれども。

○翁委員 それが現実問題、すごい低くなっているということが多くの学生にとっては躊躇する、法曹の道に進むというのは長い期間をかけて勉強いたしますので、その合格率を少し上げていくような制度の変革というのをやはりやっていくということが必要なのではないかなと。そういたしませんと、やはり先ほどの伊藤先生のお話ではございませんけれども、法科大学院の教育の質を確保していくという意味でも、そのところをもう少し考えていくということが大事ではないかなと思います。

○佐々木座長 ありがとうございます。

いかがでございましょうか。今日のめどは大体、ここまでやろうというところまで来ました。まだ15分ありますけれども、特に御発言なければ、たまには少し早めに終わってもよろしいのかなとも思うのでありますが、いかがでしょうか。御了承いただければ、また法科大学院及び法曹養成制度をめぐる法科大学院そのものについて司法試験、司法修習といった、3つの大変重要な項目につきましては、次回に取り上げるということで御了承いただければ、議論が中途のところで終わるのも余りよろしくないと思いますので、そのようにさせていただきたいと思います。

それでは、次回の予定を事務局からお願いします。

○松並官房付 次回は4月24日火曜日、午前10時から午後0時まで、場所は本日と同じ法務省20階第1会議室で行います。詳細につきましては、追ってお知らせいたします。

○佐々木座長 どうも本日はありがとうございます。

次回もよろしく願いいたします。

—了—